

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査結果の措置報告を受けましたので、次のとおり公表します。

平成 22 年 10 月 29 日

太宰府市監査委員 松下 功

太宰府市監査委員 武藤 哲志

### 記

#### 1 平成 21 年度定期監査及び行政監査の監査結果に基づく措置状況の報告

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
債務負担行為の設定について	九州旅客鉄道(株)との土地賃貸者契約において、契約期間を 3 カ年間とした契約で債務負担行為の設定を行っていなかった。	施設課	平成 22 年 6 月 28 日	平成 22 年度契約の更新に併せ、債務負担行為の設定を行った。

監査項目	監査結果	課名	報告年月日	措置状況
出勤簿の整理について	<p>出勤簿の整理については、年次休暇願簿の様式変更など一定の改善が認められるが、次のような不適切な事務処理があった。</p> <p>1 年次休暇願簿の年次休暇残日数(時間数)の計算誤りが多数あった。</p> <p>2 出勤簿と年次休暇願簿、週休日及び休日における勤務命令簿及び割振簿との記載不一致及び記載もれがあった。</p> <p>3 規定期間内に週休の振替を取得していないものがあった。</p> <p>4 出勤簿の月別集計欄、年次休暇の繰越等欄の未記入、記入誤りが見受けられた。</p> <p>サービス管理は所属長の職務となっていることから、所属長は事務処理にあたっては条例、規則等に沿った適正な処理をされたい。</p> <p>なお、総務課においては、所管課として全庁的な指導をされたい。</p>	総務課	平成 22 年 7 月 16 日	<p>年次休暇願簿様式を残日数記載から取得日数累計記載に変更し、所属長へ周知することにより、計算ミスの減少を図っている。</p> <p>また、年次休暇願簿を一括管理することにより、出勤簿の簡素化を図った。</p>

2 平成 21 年度行政監査及び公の施設の指定管理者監査の監査結果に基づく措置状況の報告

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
公の施設の指定管理者制度に係る事務の執行状況について	<p>指定管理者制度に係る条例に定める事項である管理の基準として、定められていない規定がある。</p> <p>(減免を指定管理者が行う旨の読替規定、利用料金は指定管理者に納付しなければならない旨の読替規定、使用料を利用料金に読替える規定)</p>	中央公民館	平成 22 年 6 月 29 日	平成 22 年 6 月 議会に条例改正の提案、議案第 48 号にて可決承認されました。
公の施設の指定管理者制度に係る事務の執行状況について	<p>指定管理者制度に係る条例に定める事項である管理の基準として、定められていない規定がある。</p> <p>(利用許可の取消、減免を指定管理者が行う旨の読替規定、利用料金は指定管理者に納付しなければならない旨の読替規定、使用料を利用料金に読替える規定)</p>	生涯学習課	平成 22 年 8 月 5 日	「利用許可の取消」「減免を指定管理者が行う旨の読替規定」「利用料金は指定管理者に納付しなければならない旨の読替規定」「使用料を利用料金に読替える規定」を定めるため、条例及び規則の改正を行い平成 22 年 6 月 25 日に公布した。

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
<p>公の施設の指定管理者制度に係る事務の執行状況について</p>	<p>1 「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第6条第2項に規定する指定管理者の指定に係る告示がなされていない。</p> <p>2 協定書の印紙の貼付が印紙税法別表の請負文書としての額となっているが、指定管理者に係るものは委任なので課税文書には当たらないとの見解があるため、国税当局と協議されたい。</p> <p>3 指定管理料の精算は、収益の還元として協定書に規定しているが、実際には収支計算書(統一されていない。)の中で差引精算されている。精算(還元)報告書として、還元の時期、方法も含め統一様式の作成を検討されたい。</p>	<p>経営企画課</p>	<p>平成 22 年 4 月 26 日</p>	<p>1 指定管理者の指定について議会承認後に市長部局は経営企画課から、教育部局は教務課から告示を行うこととし、その旨を関係課へ通知し事務処理に遺漏のないよう指導を行った。</p> <p>2 筑紫税務署に確認をした結果、指定管理者制度における協定は委任と解されるため印紙税は課税されないとの見解であった。 各課へ今後、協定書に印紙を貼付しないこと、今まで貼付していた印紙については5年間還付請求ができることを通知した。</p> <p>3 精算(還元)報告書の統一様式を作成し、各課へ統一様式を使用するよう指導を行った。 併せて、還元の時期について協定期間が終了した後、4月に実施するよう指導を行った。</p>

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
<p>公の施設の指定管理者制度に係る事務の執行状況について (吉松共同利用施設)</p>	<p>1 太宰府市公の施設に係る指定管理者指定申請書の申請年月日が不明である。申請書の受理にあたっては、適正に受理されたい。</p> <p>2 協定書の契約者甲は市長となっているが、「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則」により締結権者は教育長となるべきである。</p> <p>3 「太宰府市立共同利用施設条例」に利用料金に関する料金表の定めがないので、改善されたい。</p>	<p>中央公民館</p>	<p>平成 22 年 6 月 29 日</p>	<p>1 平成 22 年度申請より、申請書受理日を記載いたしております。</p> <p>2 平成 22 年度申請より、協定書の締結者を教育長と訂正いたしました。</p> <p>3 平成 22 年 6 月議会に条例改正の提案、議案第 48 号にて可決承認されました。</p>
<p>公の施設の指定管理者制度に係る事務の執行状況について (太宰府史跡水辺公園)</p>	<p>仕様書では館長の設置を義務付けているが、実際には館長職を置いていないので、適正な処理をされたい。</p>	<p>生涯学習課 (指定管理者：(株)シンコースポーツ)</p>	<p>平成 22 年 8 月 5 日</p>	<p>館長職の位置づけを行なった。</p>

監査項目	監査結果	課 名	報告年月日	措置状況
公の施設の指定管理者制度に係る事務の執行状況について (いきいき情報センター)	レジ計算報告書において、作成者の押印漏れ及びレジ精算書の添付がないものがあった。	生涯学習課 (指定管理者：財太宰府市文化スポーツ振興財団)	平成 22 年 7 月 29 日	行政監査後、すみやかに作成者の押印漏れ及びレジ精算書の添付漏れがないよう十分に配慮のうえ、適正な事務処理に努めている。また、今後このようなことのないよう常に最善を尽くしている。